

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成27年4月10日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 古 沢 時 衛
 同 岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成26年11月18日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第14号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分24箇所（既公表分9箇所を除く）に係る29事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<教育委員会>

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
行政部財務課	平成26年7月31日（平成26年6月9日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、7件、323,695円が徴収不足であった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事業課が作成している執行管理表を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
指導部高校教育指導課	平成26年7月31日（平成26年6月10日職員調査）	（要改善事項） 「高校生国際交流支援事業における事業実施団体への参入要件及び生徒引率に係る教員旅費に関する件」 高校生国際交流支援事業に関する取扱いに関して、透明性が向上するよう見直す必要が認められた。 （以下省略）	要改善事項については、公務として行う生徒引率に係る教員旅費は県費で負担することにより、より透明性が向上するよう平成27年度から見直す方向で検討することとした。

生涯学習部 スポーツ課	平成26年7月 31日（平成26 年6月17日職 員調査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財 産の目的外使用許可に伴う光 熱水費の立替収入の徴収に当 たり、7件、323,695円が徴収 不足であった。	不適切事項については、進行 管理が不十分であったことによ るものであり、徴収不足分につ いては、相手方に説明し平成26 年8月15日に収入済となった。 今後は、このようなことがな いよう、執行管理表を作成し、 複数の職員による確認体制を強 化することにより、適正な事務 執行に努めることとした。
----------------	--	---	--

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教 育委員会教 育局県央教 育事務所	平成26年5月 26日（平成26 年4月18日職 員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、平成24 年度に過大に支払っていた日 額非常勤講師報酬の是正に伴 い、過大納付となった平成24 年度分の雇用保険料1件、 3,577円について、修正申告 及び還付請求手続を行ってい なかった。	不適切事項については、確認 が不十分であったことによるも のであり、過大納付分について は還付請求を行い、平成26年8 月21日に収入済となっている。 今後は、このようなことがな いよう、複数の職員による確認 体制を強化することにより、適 正な事務執行に努めることとし た。
神奈川県立 川崎図書館	平成26年7月 23日（平成26 年4月16日職 員調査）	（要改善事項） 「遊休物品となっている粉 じん計の有効活用に関する 件」 使用可能な物品が遊休した ままとなっているものがあっ た。 （以下省略）	要改善事項については、分解 点検等を行うことによる再利用 の可能性を検討したが、平成26 年8月8日に、製造元の情報か ら修理が不可能であることが判 明したため、廃棄することとし た。
神奈川県立 金沢文庫	平成26年6月 30日（平成26 年4月15日職 員調査）	（要改善事項） 「館内及び敷地の清掃業務 委託契約における予定価格積 算に関する件」 屋外清掃の積算において、 屋内清掃の単価を参考として いるものがあった。 （以下省略）	要改善事項については、館内 及び敷地の清掃業務委託契約の 積算に当たり、日常清掃につい て、屋内清掃と屋外清掃を合わ せて、価格情報誌の総合清掃単 価を適用した点を見直すとも に、屋外清掃について、価格情 報誌の単価を参考とせず、別途 見積書を徴して積算するなどの 措置を講ずることとした。

神奈川県立二俣川看護福祉高等学校	平成26年6月10日（平成26年3月19日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、勤務を命ずる必要がある週休日の振替に当たり、誤って既に週休日として割振をしていた日への振替を行ったことにより、勤務1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが1件あった。</p>	<p>不適切事項については、職員の勤務割振の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立新羽高等学校	平成26年6月16日（平成26年4月18日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>庶務事務において、教員特殊業務手当1件、13,600円を支給していなかった。</p>	<p>不適切事項の教員特殊業務手当については、平成26年5月16日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立新栄高等学校	平成26年6月24日（平成26年4月23日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものが1件、10,089円あった。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理を徹底し、納入者から納付した際に連絡を受けよう改めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立金井高等学校	平成26年6月23日（平成26年5月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務において、多目的教室の普通教室化工事（契約金額1,639,050円）の契約の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成すべき契約金額であるにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 2 庶務事務において、教員特殊業務手当10件、34,000円を支給していなかった。 	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 庶務事務の教員特殊業務手当については、平成26年11月17日に本人に支給した。

			<p>今後は、このようなことがないよう、教員特殊業務手当の支給要件について職員に周知し、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立横浜栄高等学校	平成26年7月2日（平成26年5月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、教員用副教材（購入金額112,950円）の購入に当たり、見積合せをすべきところ、一者からのみ見積書を徴し契約していた。</p>	<p>不適切事項については、見積合せが省略できる要件の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、見積合せ省略に該当するものは根拠理由と必要な書類等を事前確認するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立神奈川総合産業高等学校	平成26年7月15日（平成26年5月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が3月を超えて遅れているものが1件、486円あった。</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立横須賀工業高等学校	平成26年6月6日（平成26年4月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料及びこれに伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものが2件、98,890円あった。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県財務規則の理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、規則等の理解の向上を図るとともに、新たに進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立平塚江南高等学校	平成26年6月9日（平成26年4月25日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、前渡金受領職員の公共料金口座への入金が遅れたため、電話料金が当初の予定日に口座振替できず、振込による支払を行ったため、本来不必要な振込手</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、公共料金の支払期日等についての進行管理表を作成す</p>

		数料 2 件、1,680円を支払っていた。	るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立大船高等学校	平成26年 6月19日（平成26年 5月 9日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の算定を誤って許可していた。これにより、使用料 3 件、2,051,393円を過大に徴収していた。	不適切事項については、教育財産の目的外使用許可に当たり、財産管理に関する規定の理解が不十分であったことによるものであり、変更許可を行い、過大徴収分については使用許可先に平成26年 5月30日及び同年 6月 6日に還付した。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立湘南台高等学校	平成26年 7月25日（平成26年 5月 9日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、保存袋等購入代ほか12件（1,329,298円）の支払に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている支払期限を過ぎていた。その結果、遅延利息4,700円を支払っていた。	不適切事項については、進捗管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、新たに執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立厚木北高等学校	平成26年 6月26日（平成26年 5月 8日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、教員特殊業務手当 3 件、31,800円を支給していなかった。また、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 1 件、28,119円を支給していなかった。	不適切事項の教員特殊業務手当については、平成26年 6月16日に本人に支給し、また、旅費については、同年 6月13日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立厚木清南高等学校	平成26年 7月 4日（平成26年 5月 8日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、夜間弁当供給業務委託（契約金額 49,000円）の契約の締結に当たり、計算を誤った概算総価	不適切事項については、所属における契約事務に対する理解が不十分であったことによるものである。

		見積書により契約しているなど事務処理が不適切であった。	<p>今後は、このようなことがないように、契約事務に対する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適切な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立相模向陽館高等学校	平成26年7月15日（平成26年5月19日職員調査）	<p>（不適切事項） 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入の徴収に当たり、納入通知書の発行が翌年度に遅れたため平成26年度の歳入として整理すべきところ、平成25年度の歳入としているものが1件、2,923円あった。 2 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定が年度内に行われていないものが1件、122,500円あった。 3 契約事務において、電話設備の賃貸借契約（契約金額181,440円）の締結に当たり、見積合せをすべきところ、一者からのみ見積書を徴し契約していた。 	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算執行事務については、関係規定に対する理解及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、会計システムによる収入執行状況の確認を定期的かつ、より頻繁に行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、会計システムによる収入執行状況の確認を定期的かつ、より頻繁に行うとともに、使用料の算定に係る一覧を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 契約事務については、随意契約に関する規定の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立二宮高等学校	平成26年6月26日（平成26年4月25日職員調査）	<p>（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入の徴収に当</p>	<p>不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p>

		たり、期限までに納付しない者に対し、督促状を発行していないものが1件、100円あった。	今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立相模原中等教育学校	平成26年7月16日（平成26年5月8日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、勤務を命ずる必要がある週休日及び休日の振替に当たり、振替が可能な期間に振替を行わなかったため、勤務1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが2件あった。	不適切事項については、勤務割振の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員の勤務に関する副簿の点検を複数の職員で行うなど確認体制を強化するとともに、職員研修において勤務時間の管理の徹底を周知することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立平塚盲学校	平成26年7月25日（平成26年5月7日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、目的外使用許可申請を行わずに共架柱を設置していた事業者に対する不当利得返還請求権に基づく過去の使用料相当額の徴収に当たり、時効の援用により消滅した債権を含めていたため、1件、19,635円を過大に徴収していた。	不適切事項については、関係法規の理解が不十分であったことから時効の援用に係る解釈を誤ったものであり、過大徴収分については、平成26年5月30日に相手方に還付した。 今後は、このようなことがないよう、関係法規の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成26年7月29日（平成26年5月19日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料の調定に当たり、調定日を遡った結果、実際に調定手続を行った日より納付期限が前の日付となったため、神奈川県財務規則で定める納付期限の延長の要件に該当しないにもかかわらず、納付期限の延長を行っているものが2件、27,942円あった。	不適切事項については、進行管理及び関係規定の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表による管理と、関係規定の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

<p>神奈川県立 横浜ひなた やま支援学 校</p>	<p>平成26年6月 11日（平成26 年3月27日職 員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、次のと おり誤りがあり、事務処理が 著しく不適切であった。 1 ファクシミリ等の賃貸借 契約2件（契約金額674,226 円）の締結に当たり、見積 合せをすべきところ、一者 からのみ見積書を徴し契約 していた。 2 機械警備業務委託契約 （契約金額674,100円）の入 札に当たり、必要のない前 金払ができる旨の条項を提 示していた。これにより、 前金払ができる旨の条項を 設けた契約を締結してい た。 （要改善事項） 「プール及びスプリンクラ ー用に敷設された水道につい ての経済的な執行に関する 件」 使用実績がほとんどない水 道について、基本料金を支払 っているものがあつた。 （以下省略）</p>	<p>不適切事項の契約事務につ いては、次のとおり措置した。 1 見積合せを行わず契約をし ていたことについては、神奈 川県財務規則及び同運用につ いての理解が不十分であつた ことによるものである。 今後は、このようなことが ないよう、関係規定の理解の 向上を図るとともに、職員相 互で点検を徹底することによ り、適正な事務執行に努める こととした。 2 前金払ができる旨の条項を 設けた契約を締結していたこ とについては、契約の内容につ いて確認が不十分であつた ことによるものである。 今後は、このようなことが ないよう、締結する契約内容 を十分に検討するとともに、 職員相互で点検を徹底するこ とにより、適正な事務執行に努 めることとした。 要改善事項については、校 内で再度プールの利用につい て検討し、設備改修がなけれ ばプールとして使用ができな いこと、スプリンクラー用水 としてプール貯水を利用する ことを確認し、著しく減水し た場合に一時的に再開するこ とを条件に、平成26年5月19 日に使用中止手続をとつた。</p>
--	--	---	---